

山元町

第3期障害者計画

(令和3年度～令和8年度)



令和3年3月

山元町保健福祉課



【 目 次 】

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 国の第4次障害者基本計画について.....	4
3 計画の性格・位置付け.....	6
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	7
6 計画の対象となる方.....	7
第2章 障害のある人を取り巻く状況.....	9
1 本町の概況.....	11
(1)町の概要.....	11
(2)人口等.....	11
2 障害のある人の現状.....	12
(1)身体障害者手帳を持っている人.....	12
(2)療育手帳を持っている人.....	14
(3)精神障害者保健福祉手帳を持っている人.....	15
(4)手帳を持っている人.....	16
(5)自立支援医療(精神通院医療)の受給者.....	17
(6)小学校・中学校の特別支援学級の状況.....	17
(7)福祉的就労の状況.....	18
(8)障害者就労施設等からの物品等調達状況.....	18
(9)役場における障害者の雇用状況.....	18
3 前期計画の取り組み状況.....	19
4 計画の基本課題.....	21
(1)情報アクセシビリティの向上(啓発・広報情報提供の強化).....	21
(2)相談体制の充実.....	21
(3)保健・医療サービスの推進.....	21
(4)障害福祉サービスの充実.....	21
(5)地域移行生活の推進.....	21
(6)防災・防犯対策の推進.....	22
(7)暮らしやすいまちづくりの推進.....	22
(8)理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進.....	22
(9)療育・福祉教育の推進.....	22
(10)雇用・就労支援の充実.....	22

第3章 施策の展開.....	23
1 基本理念.....	25
2 計画の施策体系.....	26
3 施策の展開	28
(1)情報アクセシビリティ [※] の向上(啓発・広報情報提供の強化).....	28
(2)相談体制の充実.....	28
(3)保健・医療サービスの推進.....	29
(4)障害福祉サービスの充実	30
(5)地域移行生活の推進	32
(6)防災・防犯対策の推進.....	33
(7)暮らしやすいまちづくりの推進.....	34
(8)理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進.....	35
(9)療育・福祉教育の推進.....	36
(10)雇用・就労支援の充実.....	37
第4章 計画の推進.....	39
1 計画の推進体制.....	41
2 計画の進行管理.....	41
資料編.....	43
1 山元町障害者地域協議会設置要綱.....	45
2 委員名簿.....	47
3 計画策定過程.....	48
4 アンケート調査からの現状.....	49
(1)アンケートの実施概要	49
(2)アンケート結果の概要	50
5 用語解説.....	62

第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成 27 年 3 月に平成 27 年度から令和 2 年度までの 6 年間を計画期間とする「山元町第 2 期障害者計画」を策定し、ノーマライゼーションの考えのもと、障害のある人が社会の中で孤立せずに、地域でともに暮らし、「みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまち」を目指し、様々な施策や事業に取り組んできました。

この間、国においては、全ての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生する社会の実現」を目指し、障害者（児）の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成 30 年 3 月に平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間を計画期間とし、障害者支援の基本方針である「第 4 次障害者基本計画」を策定し、「共生社会の実現」に向け、障害者が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援の方向性を示したところです。

さらに、同時に障害のある人を取り巻く社会環境の変化やニーズに対応するため、平成 28 年 5 月に障害者が自ら望む地域生活を営めるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直しを行いました。また、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法」が一部改正され平成 30 年 4 月に施行する等の法整備を進めてきました。

宮城県においては令和 3 年度より「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」、「手話言語条例（仮称）」を施行し、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害のある人もない人もお互いを理解し、個人として尊重し、「ともに暮らしやすい社会」の実現を目指しています。

このような国、県の法制度改正や障害のある人を取り巻く社会環境の変化、ニーズの多様化に対応するとともに、本町における障害のある人に対する福祉施策を総合的・計画的に推進するため、令和 2 年度で計画期間が終了する現行計画を見直し、国の指針・県の計画を踏まえ、新たに「山元町第 3 期障害者計画」を策定するものです。

2 国の第4次障害者基本計画について

障害者基本計画（第4次）の策定にあたっての基本的な考え方

1. 障害者基本計画（第4次）の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成30年度から令和4年度までの5年間

2. 障害者基本計画（第4次）の背景

背景①：障害者権利条約の批准⇒ 分野横断的な課題と指摘される性別等への配慮や統計を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行⇒ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、アクセシビリティの一層の向上が必要
背景③：2020東京パラリンピックの開催決定⇒ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①：アクセシビリティの向上

- 社会的障壁の除去のため、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要
- 社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れることを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題②：性別、年齢による複合的困難への配慮

- 障害のある女性や障害のある子供は複合的困難な状況に置かれる場合がある
- 複合的困難に直面する障害者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③：統計・PDCAサイクルの充実

- “Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の実態把握を適切に行うため必要なデータ収集や統計の充実が必要
- PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障害者施策の不断の見直しを行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

各分野における障害者施策の基本的な方向

1. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住宅の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

3. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のある子供に対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 行政等における配慮の充実

- (1) 司法手続等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- (5) 福祉的就労の底上げ

9. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際協力の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進



国の主な障害者施策の動向と町計画の流れ(平成27年3月以降)

平成27年3月

山元町第2期障害者計画の策定
(平成27年度～令和2年度)

山元町第4期障害福祉計画の策定
(平成27年度～平成29年度)

平成28年度

障害者差別解消法の施行
障害者雇用促進法の一部改正
発達障害者支援法の一部改正

平成30年3月

第4次障害者基本計画の策定【国】
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定【国】

山元町第5期障害福祉計画
・第1期障害児福祉計画(新規)の策定
(平成30年度～令和2年度)

平成30年度

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正
障害者雇用促進法の一部改正
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

令和3年3月

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定【国】

山元町第3期障害者計画の策定
(令和3年度～令和8年度)

山元町第6期障害福祉計画
・第2期障害児福祉計画の策定
(令和3年度～令和5年度)

3 計画の性格・位置付け

本計画は、本町における障害のある人の現状を把握するとともに、将来の動向について予測を行い、長期的視点で障害者施策の基本的な計画を策定するものです。

なお、本計画は国の指針を基本とし、本町の最上位計画である「第6次山元町総合計画」との整合性を確保するとともに、「山元町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」、「第2期山元町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を図りながら障害者（児）施策を具体的に示し、積極的に推進する計画とします。

	障害者計画 (本計画)	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	障害者施策の基本的方向性について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)

4 計画の期間

「山元町第3期障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間で計画期間として策定します。

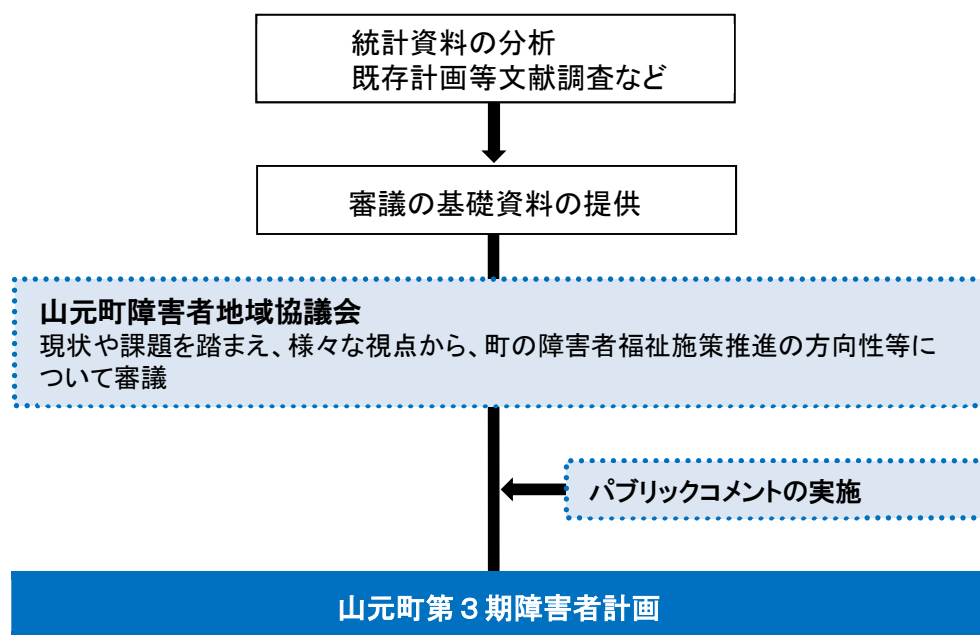
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
山元町第2期障害者計画 (6年間)			山元町第3期障害者計画(6年間)					
山元町第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			山元町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			山元町第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		




5 計画の策定体制

本計画は、町民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「山元町障害者地域協議会」において、「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」と併せて審議、検討を行いました。

また、策定にあたっては、当事者や関係サービス事業所を対象に実施したアンケート調査、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。



※  は、町民参加による策定プロセスを示します。

6 計画の対象となる方

本計画は、障害者基本法に規定する身体障害者、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人や児童を対象とします。

また、高次脳機能障害、難病、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HFA）等といった人も含め、「すべての障害の状態にある人」を含みます。

第2章 障害のある人を取り巻く状況



1 本町の概況

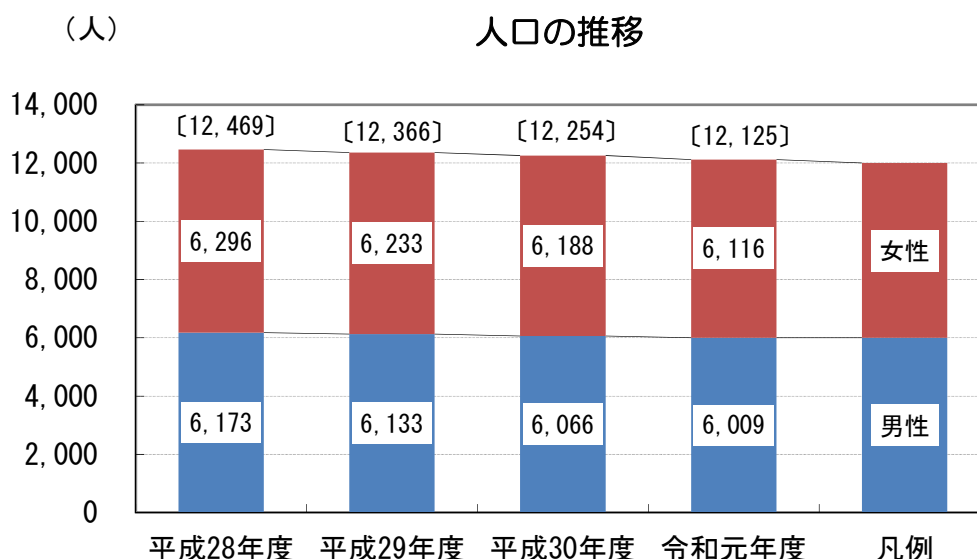
(1) 町の概要

本町は、宮城県の最東南端に位置し、東は直線的な海岸となって太平洋に面し、西は阿武隈高地の北端をなす丘陵地が南北に連なって丸森町・角田市に接し、南は福島県新地町、北は亘理町と接しています。東西約 6 km、南北約 12 km のほぼ長方形の形をなす町で、面積は 64.58 km²、地形は西から阿武隈高地から連なる丘陵地、海岸平野の 2 つに大別され、西高東低の均一的な地形が連続しているのが特徴となっています。

平成 23 年 3 月に起きた東日本大震災では津波等により甚大な被害を受けましたが、町一丸となって単なる復旧にとどまらない創造的な復興に向けて取り組んできました。さらに、令和元年 12 月に策定した「第 6 次山元町総合計画」をもとに、「住むならやっぱり山元町」と思える、元気で快適、安全・安心なまちづくりを目指しています。

(2) 人口等

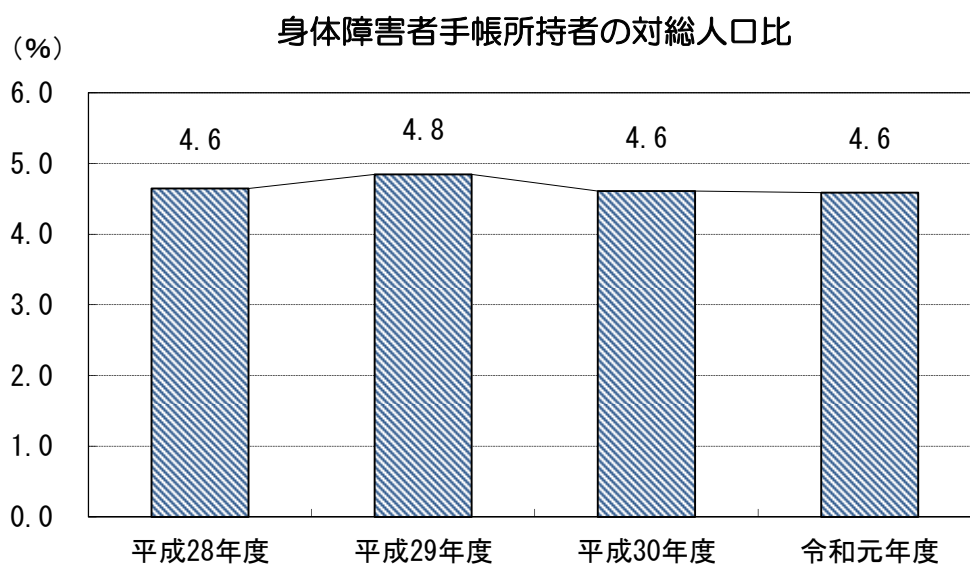
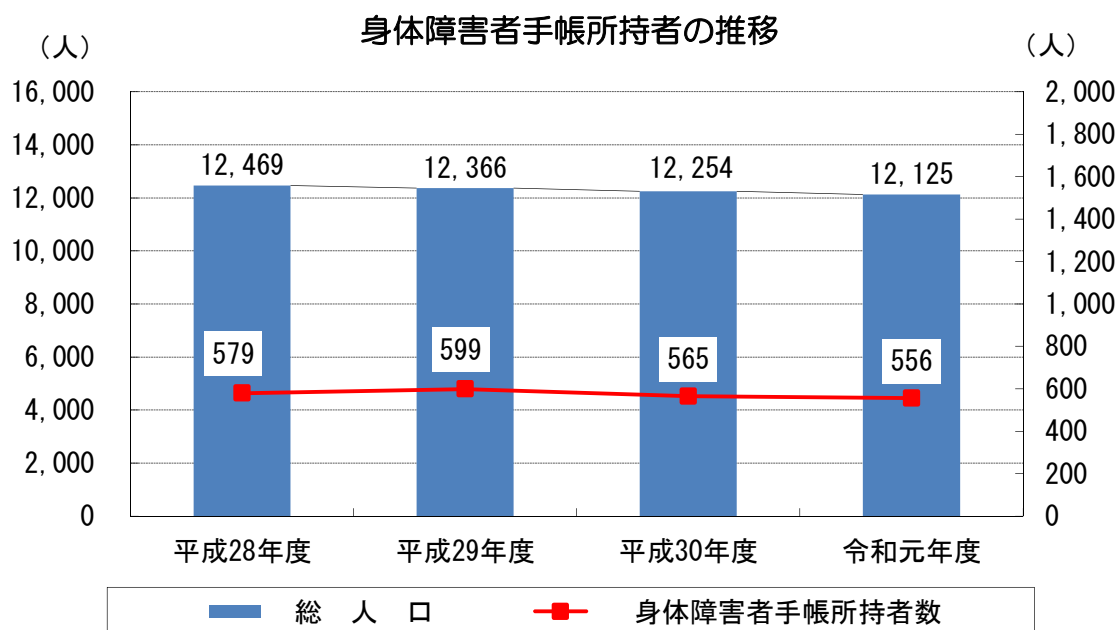
住民基本台帳による令和元年度の本町の人口は、12,125 人で、男性 6,009 人、女性 6,116 人となっています。人口の推移については、減少傾向にあり、平成 28 年度から令和元年度の期間で 344 人減少しました。また、今後も人口は減少すると推計されています。



2 障害のある人の現状

(1) 身体障害者手帳を持っている人

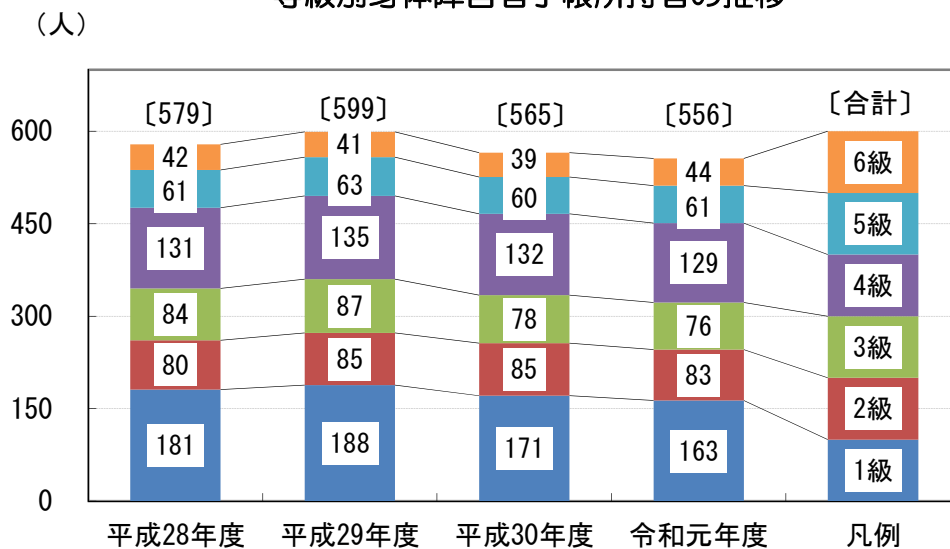
身体障害者手帳の所持者は、令和元年度で 556 人です。平成 28 年度からの推移をみると、人数については 579 人、599 人、565 人、556 人と増減があるものの、総人口に対する割合で見ると、4.6～4.8%と大きな変化はありません。





身体障害者手帳所持者の等級については、最も重度な1級が最も多く、次いで4級となっています。等級の構成割合は、平成28年度から令和元年度まで大きな変化はありません。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



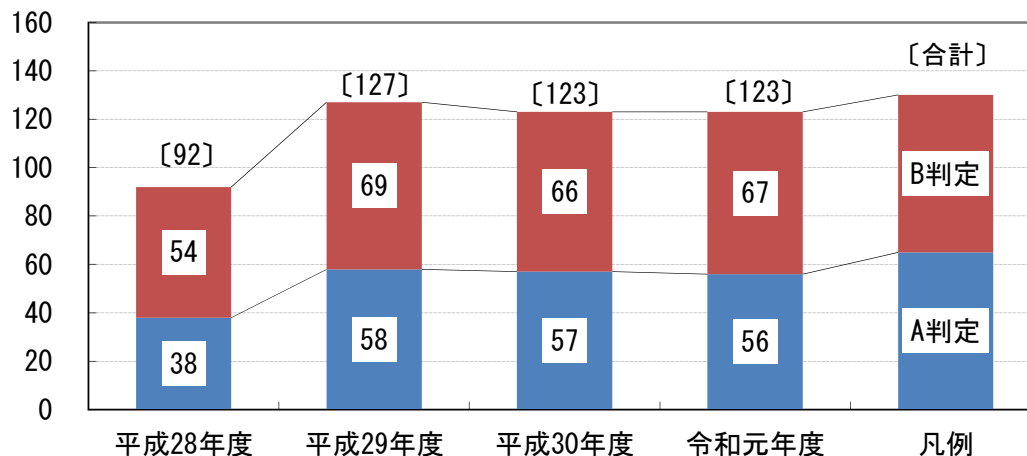
(2)療育手帳を持っている人

療育手帳の所持者は、令和元年度で 123 人です。平成 28 年度からの推移をみると、平成 29 年度で増加し、その後は横ばいとなっています。

等級については、軽度なBがより重度なAより多少多く、平成 28 年度から令和元年度までその割合に大きな変化はありません。

(人)

障害判定別療育手帳所持者数の推移

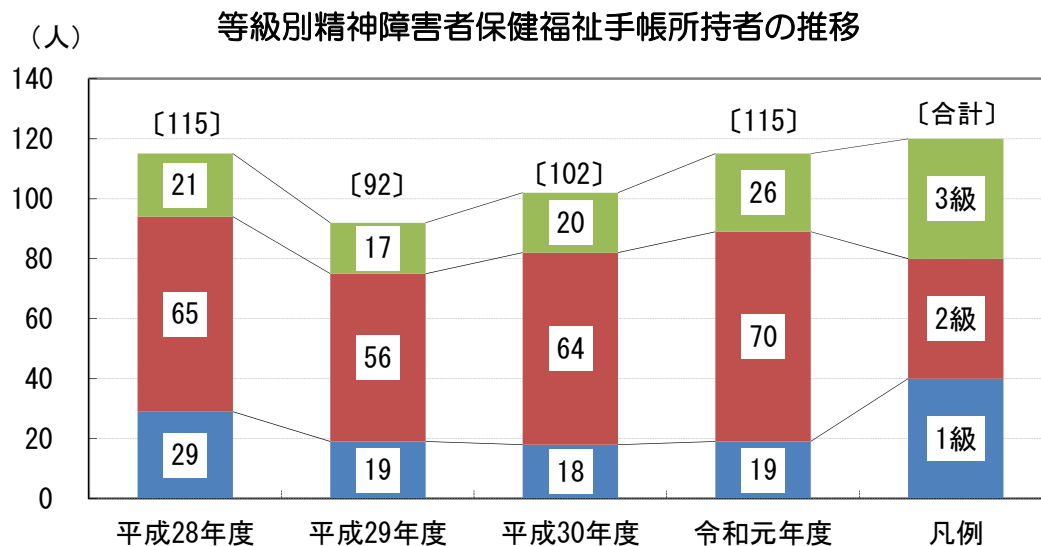




(3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

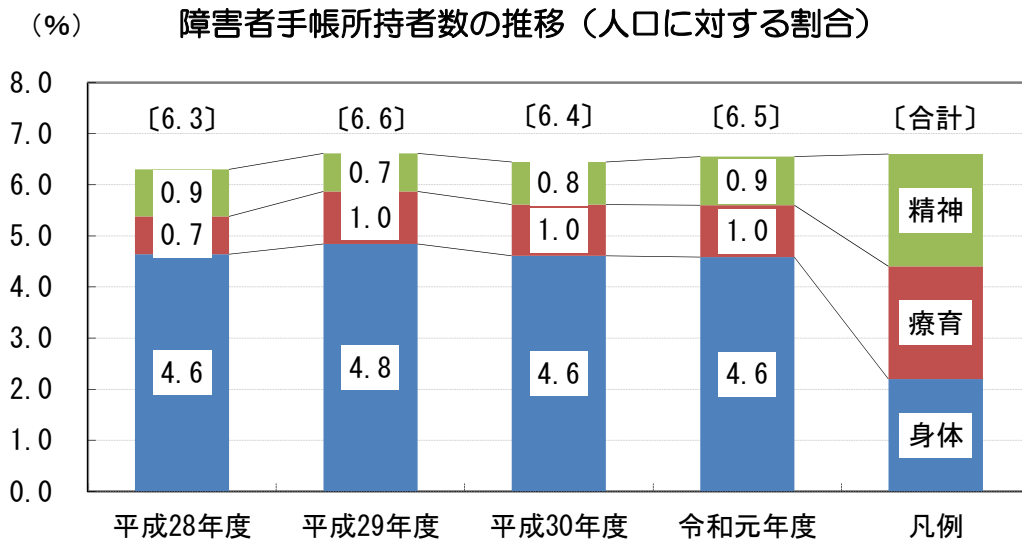
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和元年度で 115 人です。平成 28 年度からの推移をみると、平成 29 年度には減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

等級については、2 級が全体の半数以上を占めており、平成 28 年度から令和元年度までその割合に大きな変化はありません。



(4)手帳を持っている人

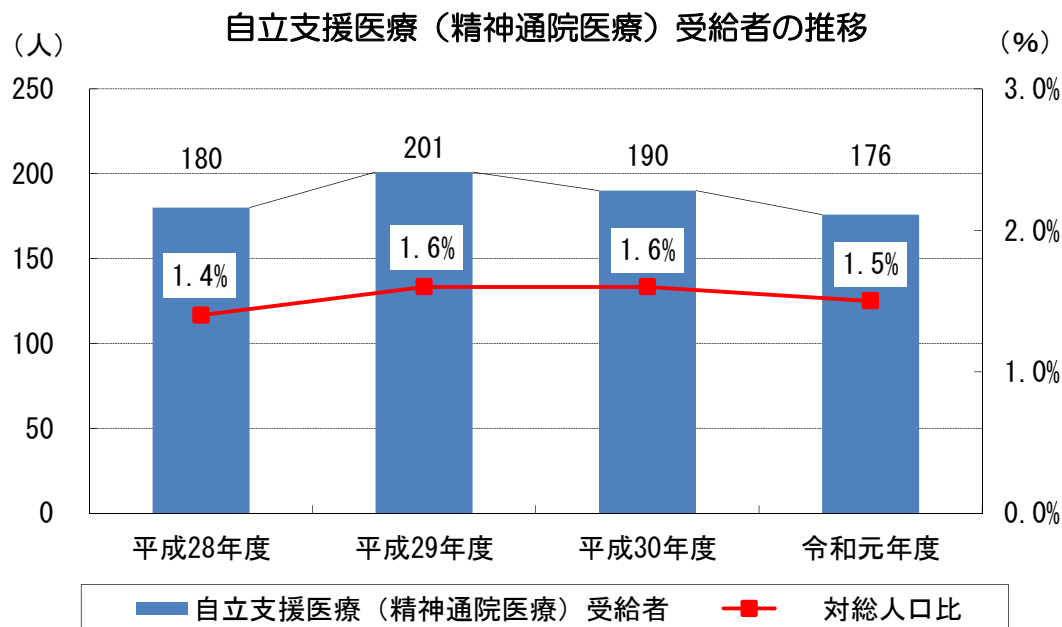
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の総人口に対する割合をみると、令和元年度で6.5%となっており、平成28年度から令和元年度にかけてほぼ横ばいとなっています。手帳所持者の割合は、身体障害者手帳が全体の70%と最も多く、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳が同程度となっています。





(5) 自立支援医療(精神通院医療)の受給者

自立支援医療(精神通院医療)の受給者は、令和元年度 176 人で、総人口に対する割合は 1.5%となっていて、平成 28 年度から横ばい傾向にあります。



(6) 小学校・中学校の特別支援学級の状況

小学校・中学校の特別支援学級について、令和 2 年 5 月現在、小学校 13 人、中学校 5 人が在籍しています。小学校・中学校ともに「知的障害」のある児童・生徒が多く、次いで「自閉症・情緒障害」のある児童・生徒が多くなっています。

単位：人

	平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
知的障害	8	2	8	3	8	4
自閉症・情緒障害	3	2	3	2	4	1
病弱・身体虚弱	1	0	1	0	1	0
言語障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	1	0	1	0	0
難聴	0	0	0	0	0	0
弱視	0	0	0	0	0	0
合計	12	5	12	6	13	5

(各年 5 月現在)

(7) 福祉的就労の状況

福祉的就労の状況について、就労移行支援は利用期間が限定されているため、減少となっています。

単位：人

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就労移行支援	2	4	5	4
就労継続支援 A 型	3	0	1	1
就労継続支援 B 型	64	66	70	69
合計	69	70	76	74

(8) 障害者就労施設等からの物品等調達状況

障害者就労施設等からの物品等調達状況について、令和元年度は、役務において業務委託が増加したことにより増額となっています。

単位：円

	平成 30 年度	令和元年度
物品（製品購入）	199,270	164,400
役務（作業委託等）	0	211,200
合計	199,270	375,600

(9) 役場における障害者の雇用状況

役場における障害者の雇用状況について、令和元年度の計画では、5 人に対し、実績は 2 人となっており、達成率は 40.0%となっています。

	令和元年度
計画	5 人
実績	2 人
達成率	40.0%



3 前期計画の取り組み状況

第2期障害者計画では、11の基本的大項目と57の分野別項目を設定しており、取り組み状況は、次のとおりです。

- 基本的な大項目1「啓発・広報・情報提供の強化」は、概ね目標を達成しました。各種障害福祉サービスの内容を1冊にまとめた山元町障害者支援ガイドブックを令和元年度に作成し、周知に努めました。今後、ニーズの把握と情報の随時更新に努めます。
- 基本的な大項目2「相談体制の充実」は、目標を達成しました。山元町障害者地域協議会の専門部会において関係機関の連携を強化し、相談支援事業所も1事業所から3事業所に拡充しました。今後、常時相談支援体制を整備し、障害のある人が孤立しない体制づくりの構築に努めます。
- 基本的な大項目3「保健・医療サービスの充実」は、目標を達成しました。保健事業については、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠期から出産・育児へと切れ目のない支援提供を実施しています。また、保健師による支援を行っており、関係機関と情報共有し連携を図りながら、医療機関や障害福祉サービスにつなげています。今後も、日常的に抱える不安や悩みが深刻化しないよう、自死予防の観点も必要となることから、うつ病の方のサポーターになりうるゲートキーパー養成講座を実施します。
- 基本的な大項目4「障害福祉サービスの充実」は、概ね目標を達成しました。関係部局や相談支援事業所等と連携し、適切な障害福祉サービスの提供を行ってきました。地域生活支援事業や自立支援医療費等についても適切に行われましたが、地域生活支援事業の自己負担額見直しについては、未検討となりました。改めて適正な負担水準の調査を実施し、自己負担額の見直しを含めたサービス全体の見直しを検討します。
- 基本的な大項目5「地域移行生活の推進」は、令和2年度からサロン事業を通して、地域移行に向けて障害のある人への理解を深めてもらう活動や本人及び家族、地域の人と交流できる機会を提供しました。また、商工会と連携し、障害者雇用に関する充実を図りました。地域生活支援事業の中に移動支援事業がありますが、現在の利用者は少ない状況にあります。社会参加への促進のため利用率の向上を図ります。
- 基本的な大項目6「緊急時・災害時の安全安心策の確保」は、概ね目標を達成しました。災害発生時における避難行動要支援者の迅速かつ的確な避難支援の実施を図るため、研修会を行い地域防災の向上に努めました。また、町内事業所等の協力を得て、福祉避難

所を 12 箇所（うち障害者（児）対応 3 箇所）指定しました。避難行動要支援者制度については、平常時及び災害時における支援を必要とする方に漏れがないよう制度周知が必要となることから、引き続き、民生委員、自主防災会等と連携を図り制度理解を含めた啓発を行います。

- 基本的大項目 7 「暮らしやすいまちづくりの推進」は、概ね目標を達成しました。生活環境や情報のバリアフリー化について、公共施設等のハード面におけるバリアフリー化や窓口用に電子端末を設置し、筆談等の対応時における意思疎通の利便性向上を図りました。地域公共交通（町民バス等）については、町民バスに加え平成 29 年度よりデマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。引き続き障害者の利用促進策について関係課と調整を図りながら取り組みます。
- 基本的大項目 8 「理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進」は、概ね目標を達成しました。芸術文化活動事業や地域まつり等の社会参加促進と連携してイベントの開催・周知を図りました。一方、山元町障害者地域協議会には差別・虐待防止・解消部会の設置ができていません。また、緊急時の受け入れ事業については、実施可能な事業所等と調整を図っており、早期実現可能を目指します。
- 基本的大項目 9 「療育、福祉教育の推進」は、目標を達成しました。町の健康診断等を通して心身の発達に遅れがあるおそれのある乳幼児、児童生徒の早期発見に努め、保健師等が療育における指導・助言等を行いました。また、保育所等と連携し、障害児保育の充実を図るように支援体制を整えています。今後も現在の体制を継続しながら障害のある子ども、障害のない子どもの相互理解に向けた体制づくりを図ります。
- 基本的大項目 10 「雇用・就労支援の充実」は、概ね目標を達成しました。商工会をはじめとする関係機関とのネットワーク強化により就労促進の体制整備を図りました。また、町の優先調達方針については、要綱を策定しホームページ等を活用し周知を行いました。しかし、就労前後のケアの充実に関しては、支援体制が十分ではありませんでした。今後は、相談支援事業所とサービス提供事業所等と連携し、切れ目のない支援ができるような体制を整えます。
- 基本的大項目 11 「充実した医療・福祉体制に支えられるまちを目指して」は、目標を達成しました。診療所・病院、医師会、NPO、民間介護施設等の関係機関との連携・協力が不可欠であることから体制づくりを推進しました。また、地域ネットワーク事業等を通して、役割分担の浸透を図りました。



4 計画の基本課題

主に障害者（児）や関係サービス事業所のアンケート結果を踏まえて明らかになった課題を解決するため、様々な施策に取り組むことが必要です。

(1) 情報アクセシビリティの向上(啓発・広報情報提供の強化)

福祉サービス情報の入手方法として、調査では障害のある人にとって町の広報は特に重要であり、さらに療育手帳所持者においては福祉施設・作業所などに頼っていることがわかりました。今後は、引き続き広報や町のホームページでの周知を図るほか、支援ガイドブックの更新、福祉施設・作業所との連携強化、障害者地域活動支援センターや相談支援事業所などの関係団体を通じた情報提供を一層強化する必要があります。

(2) 相談体制の充実

障害のある人の多くが悩みごとや心配ごとを抱えていることが調査からわかりましたが、相談の多くは家族・親族にとどまり、公的機関への相談は多くはありません。今後は、日常の悩みや心配を受け止め、早期に、具体的な支援につなげられるよう、相談支援事業の周知と体制の一層の充実が重要となります。

(3) 保健・医療サービスの推進

母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策等は、障害の早期発見・早期対応に重要な事業であるため、継続しての事業体制の実施が求められています。今後は、保健・医療サービスの推進のため、既存事業の充実と福祉・医療関係機関との連携強化が重要となります。

(4) 障害福祉サービスの充実

調査では、今後利用したいサービスの上位には障害者医療費助成事業や福祉タクシー利用・自動車燃料助成券などの助成事業が上位であり、児童の場合は放課後等デイサービスと児童発達支援のニーズが高くなっています。今後は、各関係機関との連携強化等により、必要なサービスの提供や適切な運用など、更なる充実が求められています。さらに、利用したいときに必要な情報が得られるように、継続した情報発信が重要となります。

(5) 地域移行生活の推進

障害のある人が地域で生活するためには、地域の方たちの障害への理解があることが重要であると関係サービス事業所も認識しています。今後は、住民に対し、障害特性や障害のある人への理解を一層深めていく機会を充実する必要があります。

(6)防災・防犯対策の推進

災害時には障害のある人の多くが不安を抱えていることが調査でわかりました。一人での避難が困難な人も多く（特に療育手帳所持者）、家族等の協力者の存在と周囲の障害特性に対する理解が重要となります。今後は、町で実施している避難行動要支援者支援制度の周知と運用等に対する理解や協力が求められています。

(7)暮らしやすいまちづくりの推進

調査では外出時の移動方法を、自宅の車（自分で運転をする）としている方が多くなっています。加齢・障害により自身での運転が困難な（になった）場合のために、代替の手段が必要です。また、外出しない理由として、「障害の状況から困難なため」と多くの方が回答しています。今後は、生活環境の改善や情報入手等のほか、地域における理解等、様々な面におけるバリアフリー化の推進が求められています。

(8)理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進

調査では障害による差別等の経験を持つ人は約 15%ですが、療育手帳所持者で 30.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者で 28.6%と、障害の種類によって違いがみられます。今後は、差別等解消のため、障害特性についての情報発信や相互理解を深めるための交流・広報・啓発等が一層求められています。また、障害のある人本人の権利を守る成年後見制度についても十分に認識されているとは言い難いため、一層の周知と利用促進が必要となります。

(9)療育・福祉教育の推進

調査では障害のある児童・生徒の半数が特別支援学校（小・中・高）に通っています。今後も早期からの療育に結び付けられるよう、医療機関や関係機関との連携強化が求められています。また、特別支援学校だけでなく、特別支援学級、通常学級等のいずれを選んだ場合にも、適切な保育・教育が受けられることが必要です。児童・生徒同士だけでなく、保護者同士等様々な交流が生まれる場でもあるため、障害特性についての情報発信や相互理解を深める取り組みのほか、相談の充実が求められています。

(10)雇用・就労支援の充実

調査では障害のある人のうち、就労者は 29.4%であり、特に療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では、働きたい意欲はあるものの困難であるといった状況が多いため、障害特性に合った就労先の確保が必要です。また、就労している場合にも、職場の人が障害を理解してくれること、配慮が受けられること等が必要であり、就職後の職場定着支援が重要となります。

第3章 施策の展開



1 基本理念

「山元町第3期障害者計画」は、障害者基本法における「相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会」の実現に向けて、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしができる町となるよう、支援体制や生活環境の充実を図りつつ、「第6次山元町総合計画」の内容を踏まえて「ともに支え合い豊かに暮らせるまち」を基本理念として掲げます。

ともに支え合い
豊かに暮らせるまち



2 計画の施策体系

基本目標	取り組み
(1) 情報アクセシビリティ※の向上 (啓発・広報情報提供の強化)	①行政情報のアクセシビリティ※の向上 ※アクセシビリティ (Accessibility) : 「利用のしやすさ」を指し、障害者や高齢者など、あらゆる人がパソコンやWEBページなどの情報資源を不自由なく利用できる「使いやすさ」を最優先していること。
(2) 相談体制の充実	①基幹相談支援センターの設置 ②相談支援体制の充実 (緊急対応を含めた対応の体制整備) ③地域協力における連携強化
(3) 保健・医療サービスの推進	①母子保健事業の継続的推進 ②障害児支援の推進 ③精神保健相談事業の推進 ④難病に関する保健・医療施策の推進<新> ⑤福祉・医療関係機関との連携強化
(4) 障害福祉サービスの充実	①自立支援給付の充実 ②地域生活支援事業の充実 ③地域生活支援拠点等の充実<新> ④高齢者・介護保険関係機関との連携強化 ⑤各関係事業所との広域連携強化 ⑥障害福祉サービスに係る苦情解決 ⑦山元町障害者地域協議会の活性化
(5) 地域移行生活の推進	①在宅福祉の充実 ②地域移行者への相談支援 (生活支援・就労支援) の強化 ③人生プラン等が立てられる地域生活の推進 ④全ての世代への「自助」「共助」「公助」の浸透
(6) 防災・防犯対策の推進	①避難行動要支援者支援制度の拡充・推進 ②災害時要支援者に係る研修・防災訓練の実施 ③防犯対策の推進
(7) 暮らしやすいまちづくりの推進	①生活環境バリアフリー化の推進 ②情報バリアフリー化の推進 ③地域における心のバリアフリー化の推進 ④行政職員及び相談支援事業所の制度理解・意識向上
(8) 理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進	①障害を理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進 ③差別・虐待防止に向けた関係機関とのネットワークの構築 ④山元町障害者地域協議会における「差別解消・虐待防止部会」の設置 ⑤各種障害者団体、事業所、支援学校と連携して、共生社会の実現に向けて障害のある人ない人の各種イベントの開催とその周知 ⑥虐待時における避難シェルター整備の推進
(9) 療育・福祉教育の推進	①療育の充実及び乳幼児・児童・生徒への支援強化 ②保育所・幼稚園等における障害のある人への理解の促進 ③保育所・幼稚園との連携強化と関係機関による支援体制の充実 ④就学前・就学後の相談・支援体制の充実 ⑤生涯学習の充実 ⑥芸術・文化活動の推進と発信の場づくり ⑦スポーツ・レクリエーション活動への円滑な参加社会の提供と共生社会の実現
(10) 雇用・就労支援の充実	①ハローワーク、障害者相談支援事業所等と連携した就労相談の充実 ②事業主への啓発 ③障害者就労施設等からの物品等の購入の促進 ④就労支援と自立した生活の推進 ⑤相談支援事業所、サービス提供事業所と連携しての就労前後のケアの充実



※各事業の後についている短期・中期・長期について

期間	内容
短期	短期的目標(実施まで1年以内)
短中期	短中期的目標(実施まで1～2年以内)
中期	中期的目標(実施まで2～3年以内)
中長期	中長期的目標(実施まで3～5年以内、調査、検討を要する。)
長期	長期的目標(実施まで5～6年以内、長期的な調査、検討を要する。)
短期～長期	短期から長期へ、継続的な実施が必要な事業

3 施策の展開

(1) 情報アクセシビリティ*の向上(啓発・広報情報提供の強化)

障害のある人が様々な情報を得ることができるよう、障害による情報の格差を取り除き、自立生活、社会参加を推進するためのアクセシビリティ向上の視点を取り入れつつ、情報提供の充実を図ります。

※アクセシビリティ (Accessibility) : 「利用のしやすさ」を指し、障害者や高齢者など、あらゆる人がパソコンやWEBページなどの情報資源を不自由なく利用できる「使いやすさ」を最優先していること。

【充実を図るべき事業】

① 行政情報のアクセシビリティの向上 (短期)

→支援ガイドブックの随時更新を行い、先行事例等を取り入れて対象者の方が利用しやすいものを作成し、ホームページへの随時アップロードを行っていくことを検討します。また、広報や町のホームページでの周知に加えて、各事業所ホームページとの連携や町からの配信メールを利用して、積極的な周知に努めます。

(2) 相談体制の充実

「山元町第2期障害者計画」策定時は1箇所だった相談支援事業所は3箇所に拡充し、必要に応じ、相談支援専門員からの情報を共有しています。引き続き、障害者相談支援事業所や関係機関と連携し調整会議を開催するとともに、その中核を担う基幹相談支援センターを設置し、専門的な相談支援や事業所に対する指導・助言を行いながら、課題の解決を図ります。

【充実を図るべき事業】

① 基幹相談支援センターの設置 (短中期)

→山元町障害者活動支援センター「やすらぎ」を基幹相談支援センターに位置付け、専門的な相談支援、相談支援事業者への指導・助言を行いながら従事する人材の質向上に努め、障害のある人の地域生活移行のための普及啓発や権利擁護・虐待防止に関する取り組みを行い支援体制の充実を図ります。

② 相談支援体制の充実(緊急対応を含めた対応の体制整備) (短中期)

→基幹相談支援センターを中心に障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急時に備え、常時相談対応による緊急時の利用調整を図ります。その他、山元町障害者地域協議会の相談支援部会を中心に、定期的な情報交換や研修等を行い、各事業所の特色を活かし、共有し合い、地域全体の相談支援体制の質向上に努めます。また、地域で身近な民生



委員等と定期的な情報提供及び情報の共有化に努め、関係機関につなぐとともに、障害のある人が孤立しない体制づくりの構築に努めます。

③ 地域協力における連携強化（短中期）

→民生委員、ボランティア、障害のある人同士の支え合いを軸に行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス等事業者や関係団体、関係機関等による相談支援や各種サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎなど、障害のある人に関わる多様な主体の連携強化を図ります。

(3) 保健・医療サービスの推進

乳幼児健診をはじめとした各種健診、保健指導、相談事業等を実施することにより、子どものうちから望ましい生活習慣の確立を目指し、健康な身体づくりを推進するとともに、早期に障害等を発見し、必要な支援に結び付けることで、障害の軽減を図ることができます。

また、高齢化に伴い、がん・脳血管疾患・心疾患などの生活習慣病の罹患者数が増加していることから、医療費の増加、及び寝たきりや認知症など、介護の課題も大きく増加しています。さらには、現代社会におけるストレスの増加などメンタルヘルスの課題も大きく、今後は心身の健康を図り、「第6次山元町総合計画」に掲げる「子どもから高齢者まで元気で健やかに暮らせるまち」を具現化するための支援が必要になります。

【充実を図るべき事業】

① 母子保健事業の継続的推進（短期）

→子育て世代包括支援センターを中心に妊娠中から切れ目のない支援を目標に、必要な相談体制の確保を図るとともに、今まで以上に関係機関との情報共有を行い、子どもにとって何が良いかを考えながら支援を行います。

② 障害児支援の推進（短期）

→乳幼児健診を中心に、保育所や幼稚園、各教育機関、教育委員会関係部局と連携し、乳幼児や児童の発達障害等について早期発見、早期支援を推進します。また、専門職によるケース検討会や障害者ケアマネジメント検討会などを通し、保健師、医療機関、相談支援事業所等が連携し相談指導を行います。

③ 精神保健相談事業の推進（短期）

→町民が心身ともに健やかに過ごすために、日常的に抱える不安や悩みが深刻化しないよう、早い段階で適切な相談ができる精神保健相談を開催します。また、地域での精神疾患や障害を抱える人への理解の充実を図るため、こころの健康教室やゲートキーパー養成講座を開催し、地域力を高め、疾患や障害のある人も過ごしやすい地域を目指します。さらに、青少年に対しては、いのちの教室を通し、自分や他者の命を大切に思えるような心の成長の支援を行うなど、地域全体でこころの健康づくりに取り組む体制を推進します。

④ 難病に関する保健・医療施策の推進（中長期） <新>

→難病患者に対して関係機関と連携し、福祉サービス等の情報提供を行います。また、難病に対する正しい知識の普及を図ります。

⑤ 福祉・医療関係機関との連携強化（長期）

→医療・福祉の充実を図るには、診療所・病院、医師会、NPO、民間介護施設等の関係機関の連携、協力が欠かせないことから、引き続き体制づくりを推進します。

(4) 障害福祉サービスの充実

障害があっても、地域の中で役割や生きがいを持って自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向け、障害のある人の地域生活、在宅生活を支えるための経済的負担を軽減する支援やサービスの充実に取り組みます。また、必要とするサービスは、社会の生活スタイルの変化によって内容も変わるため、今後もニーズを的確に把握し、支援のあり方についての検討を継続します。

【充実を図るべき事業】

① 自立支援給付の充実（短期）

→制度内容を広く周知するとともに、居宅介護等の介護給付や就労継続支援等の訓練等給付の適切なサービスの提供に努めます。なお、障害の特性、個人の状況等に応じ、関係部局、相談支援事業所等と連携します。介護保険対象外で障害のある人に対し、心身の機能低下の防止、地域生活を営むうえでの生活能力の向上を図るため、福祉・保健・医療等の連携のもとに対象者の早期発見とサービス利用の勧奨を行います。

② 地域生活支援事業の充実（短期）

→地域生活支援事業のサービスの内容、申請方法等を広く周知するとともに、障害者総合支援法に規定する事業内容における障害者相談支援事業、地域活動支援セ



ンター事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業などの必須事業に加え、町独自事業の訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業などのサービス提供を行います。また、障害のある人からのニーズ、近隣の動向等を注視し、必要に応じ、日常生活用具、新たな事業の追加等の検討、実施に努めます。

③ 地域生活支援拠点等の充実（短中期） <新>

→基幹相談支援センターを中心に障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急時の利用調整を図ります。

④ 高齢者・介護保険関係機関との連携強化（短中期）

→本町においても高齢化が進み、介護保険認定者が増加しているところです。その傾向は、福祉サービス利用者、その介助者も例外ではないため、障害福祉サービスの適正な利用ができるように介護保険担当と連携強化を図ります。

⑤ 各関係事業所との広域連携強化（短中期）

→障害福祉サービス提供事業所及びその利用者は町内に限らず、県内、県外に及んでいます。サービス利用のためには利用計画が必要なことから、町内、町外のサービス提供事業所のみならず計画相談事業所、当町の相談支援事業所、各関係部局等との広域的な連携を図るとともに、個々のサービス利用者の情報の共有、適切な支給量の決定を行います。

⑥ 障害福祉サービスに係る苦情解決（短期）

→利用者の不満の声を吸い上げることができるよう、福祉サービスの利用に関する苦情を解決する体制の整備に努めます。また、困難事例が生じた際には、山元町障害者地域協議会においても協議を行い、苦情等の解決に努めます。

⑦ 山元町障害者地域協議会の活性化（短中期）

→山元町障害者地域協議会の中で、障害福祉サービスの数値目標を設定した障害福祉計画の検証、制度、実績等を考慮した計画の見直しを行います。また、計画がより障害のある人に寄り添えるものとなるように、サロン事業を通して、障害のある人及び家族からのニーズを吸い上げ、山元町障害者地域協議会を中心とし協議を行うなど活性化を図ります。

(5) 地域移行生活の推進

地域で自立して生活を営むために、個々の障害の特性に応じた、在宅福祉サービスの充実が必要です。また、地域の協力が不可欠であることから、地域福祉における「自助」、「共助」、「公助」の浸透を図ります。

【充実を図るべき事業】

① 在宅福祉の充実（中長期）

→障害福祉サービス利用者のニーズに合わせた適切なサービスを提供し、在宅福祉の充実を図ります。併せて、障害者施設や病院からの退所後の地域生活への移行も促進を図ります。

② 地域移行者への相談支援（生活支援・就労支援）の強化（短中期）

→地域で自立した生活を送る障害のある人に対して、地域活動支援センターや地域及び行政が連携し、個々の生活状況に応じて、民生委員及び相談支援員等が訪問を行い、生活の支援に対する助言・指導等を行います。また、就労を希望する障害のある人に対しては、ハローワーク、商工会等と連携し、就労に関する情報提供を行います。併せて、各関係機関と協力しながら個々の能力の把握に努め、就労移行支援や一般就労情報の提供を行い、就労に結び付ける体制づくりを整えます。

③ 人生プラン等が立てられる地域生活の推進（中長期）

→サロン事業では、気軽に障害のある人及び家族が交流できる場を提供しています。また、相談支援事業所でもアート活動やピアサポートに関する交流を行っており、これまでにない環境での新たなライフプランの発見が可能になっていることから、更なる地域生活における充実を推進します。



④ 全ての世代への「自助」「共助」「公助」の浸透（短期～長期）

→ライフスタイルや家族関係の変化に伴い、支援に対するニーズが多様化し、障害福祉サービスなど公的サービスだけで支えることは難しくなっています。障害のある人が、地域の中で自立した生活を営むためには、地域住民の理解、助け合い、支え合いが不可欠です。地域福祉における「自助」、「共助」、「公助」の浸透を図ります。

- ・自助（じじょ）：住民一人ひとりが豊かな生活を送るため努力すること。
- ・共助（きょうじょ）：近隣の方々、また住民が豊かな生活を送るために支え合うこと。
- ・公助（こうじょ）：「自助」「共助」では解決できない課題を法律や制度に基づき、行政機関等がサービス等の提供を行うこと。

(6)防災・防犯対策の推進

地震や台風等の大規模災害の発生が懸念されることから、「山元町地域防災計画」に基づき災害に備え、発生時の不安を解消すべく、災害時における要支援者の支援体制を構築し、ハザードマップで広く周知を行います。また、常時から、既に協定を締結している福祉避難所と連携、運営体制の整備を図るとともに、地域における共助が図られるように障害のある人と家族、地域の関係機関等の研修・防災訓練を実施します。

【充実を図るべき事業】

① 避難行動要支援者支援制度の拡充・推進（短期）

→避難行動要支援者に対し、山元町地域防災計画に規定する要支援者は、いわゆる重度の方に対するものが中心であり、その要件に該当はしないものの、災害時に支援を必要とする要配慮者へも対応が必要です。地域防災計画には「関係者が支援の必要があると認めた場合」避難行動要支援者に該当するとの記載があることから、各種広報媒体を活用し、広く周知するとともに、地域を含めた各関係機関の協力を得て、情報を収集しながら、平常時及び災害時に支援を必要とする方の漏れがないように努めます。

② 災害時要支援者に係る研修・防災訓練の実施（短期～長期）

→通常時において、地域の支援者（地域支援者、自主防災会、民生委員）等及び要支援者本人及び家族に対し、防災の専門家による研修等を実施し、本人の防災意識、地域防災力、自助能力の向上を図ります。また、県事業として進めている「宮城県防災指導員養成講習」は、本町においては令和2年度から中学生の受講募集も行っています。今後も、若い世代から防災意識の向上を図ります。

③ 防犯対策の推進（短期）

→障害のある人が犯罪被害や消費者被害にあわないよう、地域や警察等の関係機関と連携し、防犯活動を展開します。また、広報やホームページを活用し、積極的な情報発信に努め、消費生活相談員や民生委員、相談支援事業所等と連携し、トラブルの早期発見、解決を図ります。

(7)暮らしやすいまちづくりの推進

新たなまちづくりにおいては、建物や道路などの安全性の向上を図り、障害のある人もない人も、全ての町民にとって優しく、暮らしやすいバリアフリー化されたまちづくりを推進していくことが課題となります。

また、ハード面のみならず、情報提供のあり方、行政サービス等における配慮、地域住民の理解促進など、ソフト面及び個人の意識も含めた、心のバリアフリー化を図ります。

【充実を図るべき事業】

① 生活環境バリアフリー化の推進（短期～長期）

→障害のあるなしや年齢、性別、人種などにかかわらず、多くの人が利用しやすいように環境を整備するユニバーサルデザインの考え方をもとに関係各課との連携を図り、公共施設、道路、公共交通等の積極的な推進を図ります。

② 情報バリアフリー化の推進（短期）

→障害の状況やユニバーサルデザインに配慮した多様な情報提供方法について、検討します。

③ 地域における心のバリアフリー化の推進（短中期）

→障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保できるよう、あらゆる立場や状態にある人々が相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進する必要があります。現在、実施しているサロン事業において、障害のある人との交流機会を持ち、地域における障害のある人への理解を図ります。

④ 行政職員及び相談支援事業所の制度理解・意識向上（短期）

→障害のある人が適切な配慮とサービスを受けることができるように、研修会や勉強会の実施の機会を増やし、町民に寄り添った窓口等のサービスの向上や職員の意識とサービス理解度の均一化に努めます。



(8)理解と交流による、差別の解消・権利擁護の推進

障害のある人もない人も、ともに支え合う共生社会の実現にはお互いを理解することが重要であり、障害のある人に対する虐待や差別はお互いの理解不足に起因すると考えられることから、相互理解を深め、権利を守るため、交流、周知、啓発に努めます。

【充実を図るべき事業】

① 障害を理由とする差別の解消の推進（短中期）

→差別や虐待の起因となっているものとして、障害のある人への理解不足が考えられます。周囲の理解が不足している状況が差別や虐待を招くことがないように、障害やその特性に対する正しい理解をしていただくため、障害について学ぶ機会を提供するとともに、広報やホームページでの情報発信に努めます。

② 権利擁護の推進（短期）

→成年後見制度の利用相談・支援や、日常生活の金銭管理等における不安の解消等、障害のある人の権利擁護に関する支援を実施し、周知・啓発の推進により、障害のある人やその介護者等への普及を図ります。

③ 差別・虐待防止に向けた関係機関とのネットワークの構築（短中期）

→差別・虐待が発見された際に迅速かつ的確な対応が可能なように、関係機関とのネットワークの構築・連携を引き続き強化します。

④ 山元町障害者地域協議会における「差別解消・虐待防止部会」の設置（短中期）

→差別・虐待などの事例が起きている現状を踏まえ、早急に状況の把握・問題点の確認・危険度の緊急判断を行えるような「差別解消・虐待防止部会」の設置を検討します。

⑤ 各種障害者団体、事業所、支援学校と連携して、共生社会の実現に向けて障害のある人ない人の各種イベントの開催とその周知（短中期）

→各種団体の活動・イベント等について、情報収集し、積極的に広報、周知を図ります。

⑥ 虐待時における避難シェルター整備の推進（短中期）

→緊急時の受け入れが可能な事業所と調整を図り、早期実現を目指します。

(9)療育・福祉教育の推進

障害のある子どもと保護者が健やかで安心した日々を過ごすためには、早期発見による障害の治療・療育が必要であり、保育所・幼稚園等も加えた見守り・支援体制が必要です。また、障害の有無に関係なく、子どもの成長に合わせ、学校等と連携し、福祉教育の更なる充実が図れるよう努めます。そして、障害の有無によらず、分け隔てなく、子どもから大人まで生涯学習を受ける機会のある場をつくることを目指し、その中で芸術・文化活動等、障害のある人の潜在的才能を発掘・発揮し、発表・発信できる場を設けることで、生きがいを持てる環境づくりを促進します。併せて、「第6次山元町総合計画」に掲げる「子どもの成長に応じた多様な子育てニーズに対応する、きめ細やかなサービスが充実したまち」を具現化するために、障害のある子ども・ない子ども、ともに支援体制の充実に努めます。

【充実を図るべき事業】

① 療育の充実及び乳幼児・児童・生徒への支援強化（短期～長期）

→町の健康診断、就学時健康診断、小・中学校の定期健康診断等で心身の発達に遅れがあるおそれのある乳幼児、児童生徒の早期発見に努め、医療機関等、適切な関係機関へつなげるとともに、保健師等が保護者に対し、必要に応じて訪問を行い、療育における指導・助言、健康相談を行うなど、家族を含めた心身のケアの実施に努めます。

② 保育所・幼稚園等における障害のある人への理解の促進（短期～長期）

→保育所・各幼稚園及び各小中学校、教育委員会等の関係機関を含め、障害のある子どもの受け入れ体制のみではなく、障害のある人に対する理解を深める機会を設定するなど、「心のバリアフリー」化を図ります。

③ 保育所・幼稚園との連携強化と関係機関による支援体制の充実（短期～長期）

→障害のある乳幼児の受け入れ機関の一つである保育所・幼稚園等と連携を行い、相談支援事業所等が出向くなど、子ども及び保護者に対する相談支援体制の強化を行います。障害のない子ども及び保護者に対しては、児童相談所等関係機関が理解促進に向けての説明会を実施するなど、障害のある子ども、保護者が気後れすることなく、安心して通園等が可能な体制づくりを促進します。また、必要に応じて、関係機関等からの専門的な技術指導、町からの保健・福祉・医療等に関する情報提供等、支援体制、相談支援の充実を図ります。



④ 就学前・就学後の相談・支援体制の充実（短期～長期）

→障害のある子どもについて、関係機関が連携し、就学前において、一人ひとりの障害程度・ニーズの情報共有を図りながら、適切な就学ができるよう、助言・支援を行います。また、就学後についても、教育・保健・福祉等、関係機関が相互に、その成長過程、ニーズを把握し、その子どもに合った在宅福祉サービスの支援を行うとともに、卒業後の進路についても、子どもと保護者の希望、実現可能性を踏まえ、適切な相談・支援が行えるネットワークを形成します。その後、将来的な希望を実現できるよう、適切な福祉サービスを利用できる相談・支援体制の充実に努めます。

⑤ 生涯学習の充実（短期～長期）

→生涯学習の場において、障害のある人に対する理解促進を図るための講座・研修会の開催を支援し、地域の各種行事、イベント等で障害のある人と地域住民が交流する機会を各関係機関と連携して整え、社会参加と活躍を推進します。また、障害のある人の興味・関心に基づくニーズの把握に努め、障害のある人の学びたいという知的好奇心を満たせるような、多様な学びの場の充実に努めます。

⑥ 芸術・文化活動の推進と発信の場づくり（短中期）

→個々の障害の特性に応じて自分らしい暮らしができるよう、障害のある人の芸術・文化活動の推進と発信に秀でたNPO法人等の発掘と連携に努めます。

⑦ スポーツ・レクリエーション活動への円滑な参加社会の提供と共生社会の実現（短期～長期）

→公共施設等を活用し、円滑にスポーツ・レクリエーションを行うことができるよう、関係機関や地域社会との連携に取り組み、障害のあるなしにかかわらず、生きやすい共生社会を目指します。

(10) 雇用・就労支援の充実

山元町障害者地域協議会、相談支援事業所、サービス提供事業所、商工会等の関係機関と連携し、障害のある人の一般就労の受け入れ先の確保、就労定着の支援を行い、一般就労の促進を図ります。また、一般就労が困難な障害のある人に向けて、それぞれの特性に応じた福祉的就労、訓練を通して、その能力等を十分に発揮できるよう支援を行うとともに、就労支援サービスの情報提供を行います。

障害のある人が働くために、雇用側の障害に対する理解、就業前後の相談支援体制の強化を図るべく関係機関との連携を図ります。

【充実を図るべき事業】

- ① ハローワーク、障害者相談支援事業所等と連携した就労相談の充実（短期～長期）
→就労相談の充実を図るために、随時、ハローワーク、商工会、相談支援事業所と情報を共有し、障害のある人が自分に合った就労に関する相談ができる環境を整備します。

- ② 事業主への啓発（短中期）
→障害のある人が適性と能力に応じた仕事に就くことができるよう、事業主やサービス提供事業所の理解を促し、商工会やハローワーク等の関係機関と連携を図ります。また、障害者雇用促進のための情報発信、啓発活動に努め、役場においても、障害のある人の雇用を推進します。

- ③ 障害者就労施設等からの物品等の購入の促進（短期）
→町優先調達方針に基づき、庁内における障害のある人が製造した自主製品の購入、役務等の委託を推進し、工賃アップを支援します。ホームページ等で自主製品の紹介をするなど、広報・啓発活動に努めます。

- ④ 就労支援と自立した生活の推進（短期～長期）
→仕事は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加にも大きく関わってきます。継続した就労支援を実施し、障害のある人が不安なく自立した生活が送れるように努めます。

- ⑤ 相談支援事業所、サービス提供事業所と連携しての就労前後のケアの充実（短期～長期）
→一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援通所によるサービスや個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせた支援を検討します。

第4章 計画の推進



1 計画の推進体制

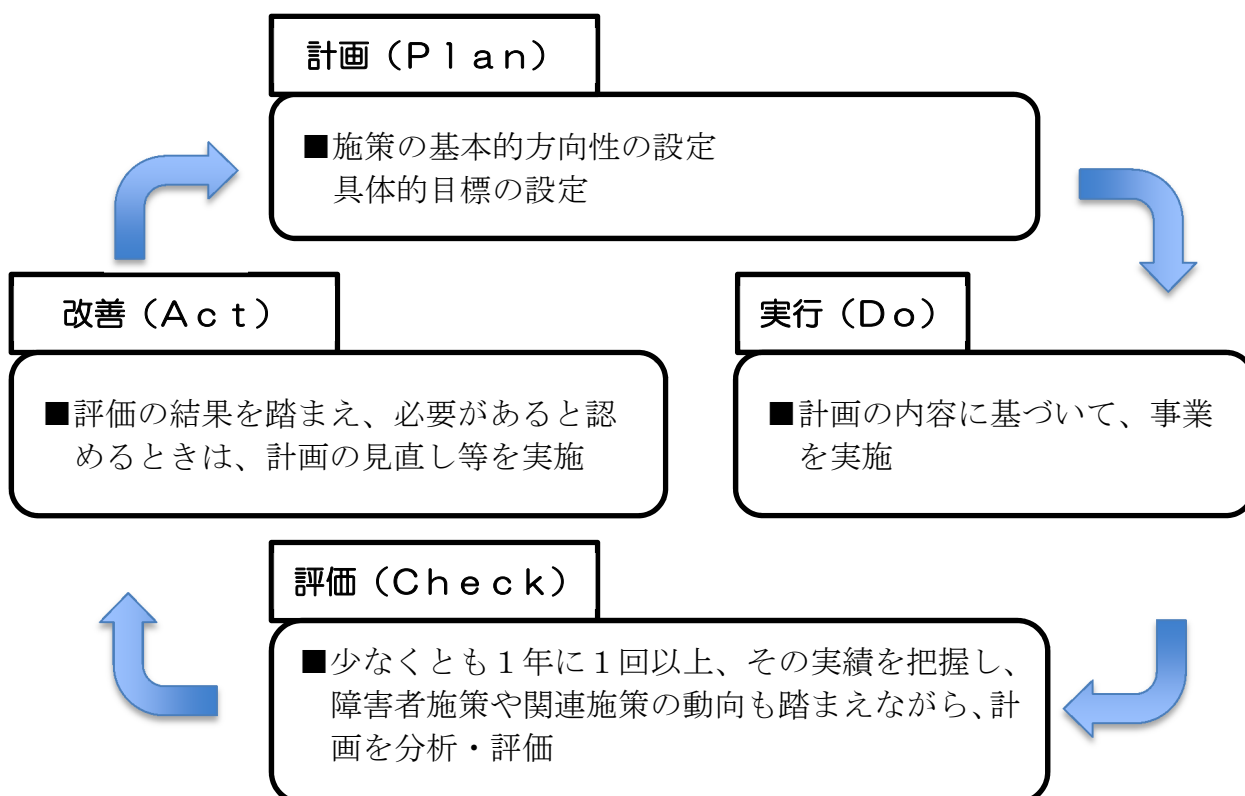
本計画の推進にあたっては、障害のある人と家族、障害者団体、サービス提供事業者等、関係機関との連携のもと、総合的・一体的に進めます。

また、地域の障害福祉に関するシステムの構築に関して中核的な役割を果たす「山元町障害者地域協議会」の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の実施状況については、サービス提供事業者等、関係機関の協力を得ながら、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査・把握し、P D C Aサイクルを活用しながら、数値目標などについて点検を行い、必要であれば、現況に即した目標値の再設定等を行います。

また、「山元町障害者地域協議会」を核に、当事者である障害のある人、障害者関連団体、相談支援事業所等からの意見及びニーズを踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について、具体的な検討・提案を行います。



山元町障害者地域協議会 体系図

全体会（本会）年1～3回開催【報告・承認】

- ・ 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性と公平性の確保
- ・ 地域課題や課題解決に向けた取り組みの協議
- ・ 地域の関係者による支援体制の構築に向けた協議
- ・ 障害者計画等の具現化に向けた協議



運営会議 随時開催【検討の場】

- ・ 地域課題の整理及び部会の進捗状況整理
- ・ 個別支援会議等より各部へ検討依頼する内容の協議
- ・ 各部会の情報交換及び障害支援・研修会の内容協議



専門部会 随時開催【ニーズ集約】

地域生活部会 **地域の協力体制の整備・地域サービスの体制検討**

- ・ 地域の課題から現状の福祉サービスの実態を把握し、福祉サービスをより良いものにするための調査・検討
- ・ 地域生活支援拠点の整備

子ども部会 **切れ目のないサービス提供等の整備・子ども支援サービス**

- ・ 障害のある子どもを取り巻く関係機関での情報交換
- ・ 保護者や関係者への情報発信

相談支援部会 **個別のニーズから地域課題の抽出**

- ・ 相談支援事業実施機関及び関係機関の連携強化に関する活動
- ・ 相談支援事業実施機関及び従事する職員の資質向上に関する活動

研修会

ケース検討会

ニーズ対応
課題・提案

福祉サービス調整

地域関係機関

個別支援会議

資料編



1 山元町障害者地域協議会設置要綱

平成 19 年 1 月 1 日告示第 80 号
改正 平成 25 年 3 月 28 日告示第 24 号

(設置)

第 1 条 障害者(児)が地域において安心して生活できる支援体制を構築するため、相談支援事業をはじめとする障害福祉サービスのシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として山元町障害者地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項に関する協議を行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性と公平性の確保
- (2) 障害者(児)の支援に係る困難事例等への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関による支援体制の構築に向けた協議
- (4) 障害者計画等の具現化に向けた協議

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害当事者団体
- (5) 教育・雇用関係者
- (6) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第24号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。



2 委員名簿

任期：平成31年2月1日～令和3年1月31日

令和3年2月1日～令和5年1月31日

(敬称略)

No.	区分	氏名	所属団体
1	相談支援事業者	沼田 みさ子	株式会社ぬまた福祉総合研究所
2	障害福祉サービス事業者	○ 渋谷 明美	社会福祉法人静和会
3		田口 ひろみ	特定非営利活動法人ポラリス
4	保健・医療関係者	◎ 菊地 匡	亶理郡医師会
5	障害当事者団体	鈴木 敬一	山元町障がい者福祉協会
6	教育・雇用関係者	菅原 正弘	県立山元支援学校
7		早坂 正実	亶理山元商工会
8	学識経験者	菅野 みさ子	山元町民生委員児童委員協議会
9	アドバイザー	末田 耕司	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

※山元町障害者計画等策定委員を兼ねる。

◎=会長

○=職務代理

3 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和2年9月29日	山元町障害者地域協議会 (第1回)	・ 障害福祉計画に基づく取り組みについて ・ 山元町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画について
令和2年10月28日 ～令和2年11月13日	ニーズ調査	ニーズ調査発送・回収
令和3年2月22日	山元町障害者地域協議会 (第2回)	・ 山元町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画(素案)について
令和3年2月26日 ～令和3年3月5日	パブリックコメント	パブリックコメント実施



4 アンケート調査からの現状

(1)アンケートの実施概要

本町では、今回の計画策定にあたって、障害のある当事者の方や関係サービス事業所へアンケートを実施しました。概要は以下のとおりです。

1) 調査設計

調査種	障害者（児）本人調査	関係サービス事業所調査
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害福祉サービス受給者	障害福祉サービス事業所
抽出方法	悉皆	悉皆
調査方法	郵送配付－郵送回収	
調査期間	令和2年10月28日～令和2年11月13日	

2) 回収結果

	対象数	回収数	無効数	有効回収数	有効回収率
障害者（児）本人調査	737人	419人	1人	418人	56.7%
関係サービス事業所調査	6団体	4団体	0団体	4団体	66.7%

(2) アンケート結果の概要

アンケート結果の概要は以下のとおりです。

1) 福祉サービスの認知度や利用意向について

○福祉サービス情報の入手方法（複数回答）

多くの方が「町の広報誌」から情報を入手しています。療育手帳所持者においては「福祉施設・作業所など」も大きな役割を果たしています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
町の広報誌	50.5	56.6	22.2	40.8	39.3
役場・保健所・福祉事務所など	27.8	29.5	16.7	18.4	32.1
病院などの医療機関	19.6	19.2	16.7	24.5	32.1
家族や友人、知人および隣人	18.9	17.2	27.8	16.3	35.7
新聞や雑誌	17.9	19.2	2.8	14.3	25.0
テレビ・ラジオ	17.5	17.5	8.3	20.4	21.4
福祉施設・作業所など	13.4	7.3	41.7	26.5	21.4
宮城県や他県の広報誌	13.2	14.9	2.8	8.2	7.1
社会福祉協議会	12.0	11.6	16.7	6.1	21.4
インターネット	7.7	6.0	5.6	16.3	14.3
民生委員・児童委員	5.0	5.0	2.8	4.1	3.6
障害者団体	2.6	2.0	8.3	4.1	-
職場	1.2	1.0	2.8	2.0	-
学校	0.7	-	5.6	-	3.6
その他	4.3	3.3	8.3	4.1	7.1
無回答	12.4	12.3	8.3	16.3	3.6

構成比は(%)



2) 相談について

○現在の悩みごとや心配ごと（複数回答）

「自分の健康状態」は身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者と手帳を持っていない人で多くなっています。「将来の生活」は療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者、「家族の健康状態」は精神障害者保健福祉手帳所持者と手帳を持っていない人で多くなっています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
自分の健康状態	56.5	57.6	27.8	69.4	60.7
将来の生活	36.4	27.2	66.7	73.5	42.9
家族の健康状態	33.3	31.1	16.7	51.0	50.0
緊急時の対応	23.4	22.2	27.8	30.6	25.0
自分や家族の経済状況	19.9	14.9	19.4	49.0	28.6
自分の介助	17.2	18.2	13.9	16.3	7.1
住まいの維持	12.7	9.3	13.9	34.7	14.3
自分の生きがいや趣味のこと	12.7	9.3	25.0	24.5	14.3
家族の介助	10.5	9.6	2.8	20.4	17.9
家族・親族との関係	8.4	6.0	16.7	18.4	10.7
住まいの環境	7.4	5.6	8.3	18.4	3.6
友人・知人・隣人との関係	7.4	4.6	11.1	26.5	7.1
自分の就学・就労	6.9	0.7	16.7	34.7	17.9
必要な保健、福祉、医療サービスが受けられない	5.3	4.0	13.9	10.2	-
日中の居場所の確保	4.1	1.3	16.7	16.3	-
生活情報の獲得方法がないこと	3.8	3.0	8.3	6.1	-
その他	2.2	1.7	5.6	6.1	3.6
特になし	11.7	13.2	19.4	4.1	10.7
無回答	13.4	14.2	8.3	2.0	10.7

構成比は(%)

○悩みごとや心配ごとの相談相手（複数回答）

「家族・親族」への相談が最も多くなっています。療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談支援事業所（やすらぎ、ポラリス、静和園、TMあい等）」の利用も多くなっています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
家族・親族	64.1	63.9	55.6	59.2	75.0
友人・知人・隣人	17.9	18.5	16.7	12.2	25.0
医師や看護師、リハビリスタッフ	16.3	15.2	13.9	26.5	21.4
相談支援事業所（やすらぎ、ポラリス、静和園、TMあい等）	15.3	8.6	52.8	34.7	21.4
ヘルパー等のサービス提供事業者	6.7	7.9	-	4.1	7.1
地域包括支援センター窓口	4.8	6.0	2.8	4.1	-
学校や施設の職員	4.8	3.0	11.1	8.2	10.7
保健所・福祉事務所の窓口	4.3	4.6	2.8	6.1	3.6
役場の窓口	2.9	3.3	-	4.1	-
民生委員・児童委員、地区区長	2.6	2.3	-	6.1	3.6
障害者支援団体	2.4	2.6	-	-	-
その他	2.2	1.7	-	4.1	10.7
特に相談しない	9.6	11.6	8.3	6.1	7.1
無回答	11.2	12.6	5.6	4.1	7.1

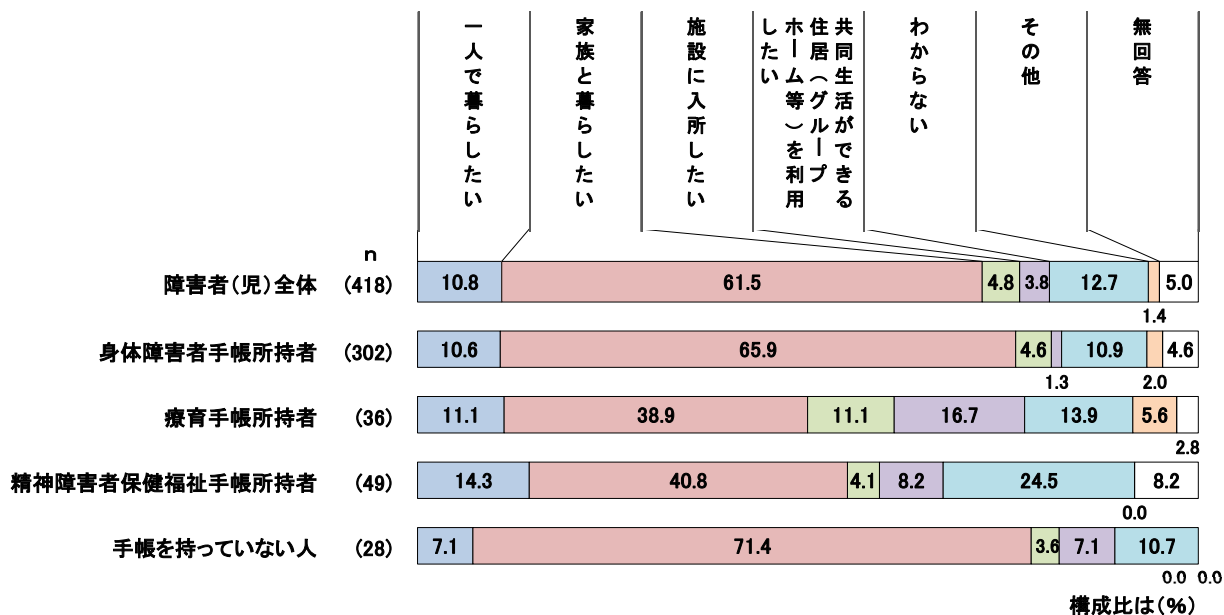
構成比は(%)



3) 本人のことについて

○今後希望する暮らし方

障害者(児)全体の6割の方が「家族と暮らしたい」と回答しています。



4) 防災について

○災害時の協力者（複数回答）

災害時の協力者として、多くの方が家族を頼りにしています。

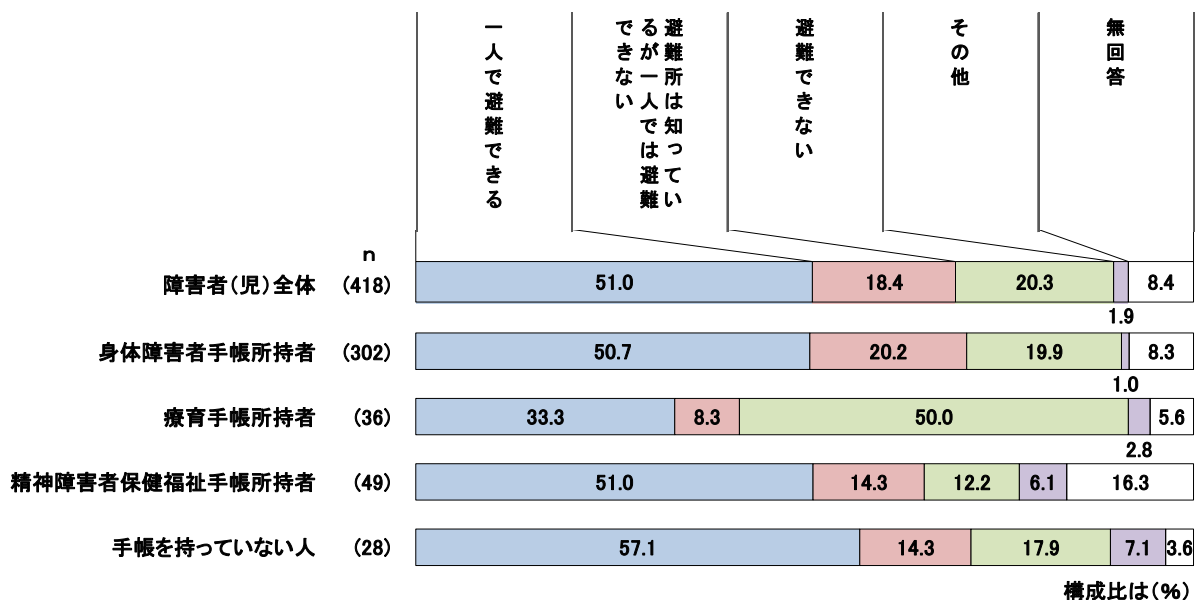
	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
家族	71.1	71.5	75.0	59.2	67.9
近所の人	12.4	12.6	8.3	14.3	3.6
親戚	6.5	4.6	8.3	6.1	21.4
福祉施設職員	4.3	3.6	5.6	6.1	7.1
行政(町や県)	3.3	3.6	2.8	4.1	3.6
友人・知人	3.1	3.0	-	4.1	3.6
民生委員・児童委員	2.2	1.7	-	2.0	10.7
自治会	1.9	2.3	-	2.0	-
消防や警察	1.9	1.7	-	-	7.1
自分の所属する団体や組織	1.0	1.0	-	-	-
職場の人	0.7	0.3	-	4.1	-
その他	1.4	1.7	5.6	2.0	3.6
いない	6.7	6.3	2.8	14.3	3.6
無回答	8.6	8.6	8.3	10.2	7.1

構成比は(%)



○災害時の避難について

障害者(児)全体の約5割が「一人で避難できる」としています。一方で、療育手帳所持者では「避難できない」が約5割となっています。



○災害時に困ること (複数回答)

「投薬や治療が受けられない」ことに困る方が多くいます。療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「避難先では周囲の音や周りの人が気になり生活できない」と回答している方も多くいます。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
投薬や治療が受けられない	46.4	46.4	38.9	63.3	35.7
避難先では周囲の音や周りの人が気になり生活できない	22.7	18.5	47.2	34.7	17.9
安全なところまで避難することができない	19.4	18.5	41.7	14.3	21.4
避難場所の設備(トイレなど)が整っていない	17.7	17.2	22.2	14.3	17.9
被害状況、食糧配給場所など必要な情報が入手できない	15.8	12.6	33.3	24.5	21.4
周囲とコミュニケーションがとれない	14.6	8.9	38.9	34.7	25.0
助けを求めることができない	9.8	7.3	36.1	12.2	14.3
避難場所がわからない	9.6	6.6	27.8	20.4	7.1
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	8.6	9.9	8.3	6.1	7.1
補装具の使用が困難になる	7.4	9.3	2.8	4.1	3.6
その他	3.1	2.6	5.6	4.1	3.6
特になし	16.0	17.2	13.9	8.2	21.4
無回答	13.2	13.6	8.3	14.3	10.7

構成比は(%)

5) 外出について

○外出時に困ること（複数回答）

「特に不自由を感じない・困っていない」方が多くなっています。一方で、療育手帳所持者では「お世話をしてくれる方がいないと外出できない」、「一人でお金がかえない」と回答している方が多くいます。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	372人	270人	31人	42人	25人
お世話をしてくれる方がいないと外出できない	20.7	21.1	45.2	14.3	8.0
交通費が高い	10.5	6.3	19.4	33.3	12.0
障害者向けの設備がない	6.7	7.8	9.7	2.4	-
一人でお金がかえない	5.4	4.1	35.5	-	-
案内の看板などが分かりにくい	5.1	3.7	16.1	9.5	4.0
建物が障害者向けに作られていない	4.8	4.4	9.7	9.5	-
電車やバス、道路などが障害者向けに作られていない	4.6	4.4	12.9	4.8	-
その他	3.8	2.6	-	11.9	8.0
特に不自由を感じない・困っていない	49.5	51.5	29.0	38.1	64.0
無回答	13.4	14.4	3.2	11.9	12.0

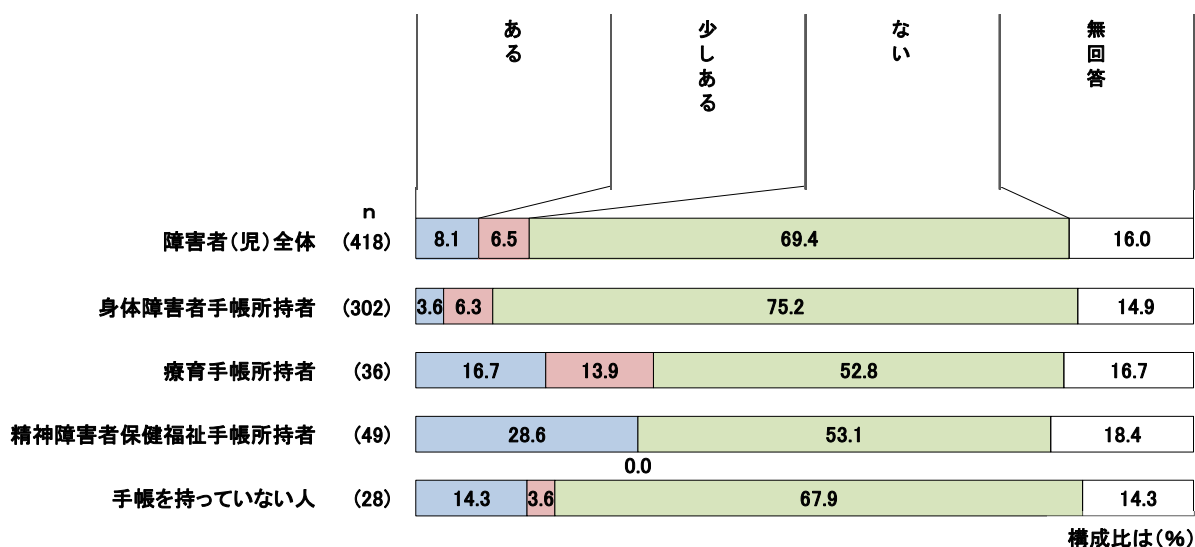
構成比は(%)



6) 権利擁護について

○障害による差別等の経験

障害者(児)全体の約7割が障害による差別等の経験がありません。一方で、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では経験のある方が約3割となっています。



○障害による差別等の経験—どこで— (複数回答)

「住んでいる地域(近所)」、「住んでいるところ(自宅やグループホーム)」などで、差別等の経験をしており、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では半数近い人が「住んでいる地域(近所)」での体験と回答しています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	61人	30人	11人	14人	5人
住んでいる地域(近所)	29.5	20.0	45.5	50.0	20.0
住んでいるところ(自宅やグループホーム)	19.7	13.3	27.3	42.9	20.0
学校、仕事場	16.4	13.3	18.2	21.4	20.0
お店	13.1	10.0	27.3	21.4	-
病院や薬局などの医療機関	11.5	10.0	18.2	14.3	-
移動の途中(電車やバス)	11.5	10.0	18.2	7.1	-
福祉施設や作業所	9.8	3.3	9.1	28.6	20.0
市町村や県など行政機関	4.9	3.3	9.1	14.3	-
その他	8.2	13.3	-	7.1	-
無回答	11.5	13.3	-	7.1	20.0

○障害による差別等の経験－誰から－（複数回答）

「近所の人」、「知らない人」から差別等を受けており、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の半数以上は「近所の人」から受けていると回答しています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	61人	30人	11人	14人	5人
近所の人	26.2	10.0	54.5	50.0	20.0
知らない人	24.6	20.0	36.4	35.7	20.0
学校、仕事場の人	16.4	13.3	18.2	21.4	20.0
家族	9.8	6.7	18.2	21.4	-
店員や運転手	6.6	6.7	9.1	14.3	-
ボランティア	6.6	3.3	9.1	14.3	-
福祉施設や作業所の職員	4.9	-	9.1	21.4	-
市町村や県など行政機関の職員	4.9	3.3	9.1	14.3	-
病院の職員	4.9	3.3	9.1	14.3	-
相談支援事業所の職員	3.3	-	9.1	14.3	-
その他	6.6	10.0	9.1	-	20.0
無回答	21.3	30.0	-	7.1	20.0

構成比は(%)

○障害による差別等の経験－どのようなこと－（複数回答）

「嫌な言葉を言われた」ことを経験している方は、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で6割以上となっています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	61人	30人	11人	14人	5人
嫌な言葉を言われた	44.3	23.3	63.6	78.6	40.0
じろじろ見られた	26.2	20.0	54.5	35.7	-
話を聞いてもらえなかった・無視された	16.4	13.3	27.3	28.6	-
理解できる方法で説明してもらえなかった	13.1	10.0	9.1	28.6	20.0
手伝ってもらえなかった	9.8	6.7	18.2	21.4	-
叩かれた	6.6	-	9.1	14.3	20.0
お金を取られた	4.9	-	-	21.4	-
お店や病院などに入れてもらえなかった	1.6	-	9.1	7.1	-
その他	9.8	6.7	18.2	7.1	40.0
無回答	23.0	33.3	-	-	40.0

構成比は(%)



7) 日中活動や就労について

○就労時に必要な配慮や支援（複数回答）

「職場の人が障害を理解してくれること」を希望している方が多くなっています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
職場の人が障害を理解してくれること	27.8	18.5	61.1	65.3	32.1
短時間の勤務や勤務日数を減らすなどの配慮が受けられること	18.2	11.3	33.3	44.9	25.0
通勤手段(送迎)があること	17.9	12.6	47.2	28.6	21.4
職場に必要な介助や援助等が受けられること	14.1	7.9	41.7	36.7	14.3
就職前に、就職希望先で就労訓練や体験ができること	11.2	5.6	36.1	30.6	14.3
生活リズムや体調の管理、給料の使い方など生活面での相談ができること	10.3	4.3	47.2	26.5	7.1
職場にスロープや車いす用トイレ等必要な整備が整っていること	8.9	9.3	11.1	10.2	3.6
職場以外で仕事についての相談ができること	8.4	4.6	19.4	28.6	3.6
自宅でも職場と同じように仕事ができること	8.1	5.3	13.9	26.5	7.1
就職先になじむよう専門の人(ジョブコーチ等)の支援が職場で受けられること	7.9	3.0	27.8	22.4	14.3
その他	5.3	6.3	2.8	2.0	7.1
わからない	10.3	11.6	5.6	4.1	10.7
特に必要なことはない	21.8	26.2	2.8	6.1	14.3
無回答	23.9	26.8	11.1	12.2	21.4

構成比は(%)

8) 町の福祉施策のあり方について

○障害のある人が地域で生活するために必要なこと（複数回答）

【障害者（児）本人調査】

家族や親戚の理解・支援だけでなく、行政の支援や地域の方たちの障害に対する理解を求めています。

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
家族や親戚など身内の支援や理解があること	60.8	58.9	63.9	63.3	75.0
行政からの福祉に関する情報の提供	54.3	56.6	52.8	51.0	50.0
地域の方たちの障害への理解があること	52.4	49.3	61.1	59.2	71.4
災害が起きた時の支援があること	50.5	49.0	52.8	51.0	71.4
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	48.8	45.4	50.0	59.2	75.0
必要な時に生活の相談ができること	45.5	43.4	61.1	46.9	57.1
いざという時に短期入所(ショートステイ)が利用できること	40.9	41.7	47.2	26.5	42.9
利用しやすい交通(バス・電車・道路等)の整備	37.8	33.8	52.8	36.7	64.3
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	33.7	35.8	27.8	24.5	46.4
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	26.1	23.5	44.4	28.6	32.1
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	21.5	18.9	19.4	34.7	35.7
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	21.1	15.6	41.7	38.8	35.7
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	19.6	18.2	36.1	16.3	28.6
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	19.1	16.9	33.3	22.4	32.1
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	17.2	12.9	41.7	24.5	28.6
一般の企業に就業することができるような就労支援	16.0	12.6	30.6	22.4	32.1
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	14.8	16.6	8.3	10.2	21.4
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	14.8	13.2	19.4	22.4	21.4
その他	1.7	1.0	2.8	6.1	3.6
特に必要なことはない	2.4	2.3	8.3	2.0	-
無回答	10.0	10.6	2.8	6.1	3.6

構成比は(%)



○障害のある人に対する支援として必要なこと（複数回答）

【関係サービス事業所調査】

地域の方たちの障害への理解があることが必要と回答しています。また、災害時に支援が必要と回答しています。

	関係サービス事業所全体	《参考》 障害者(児)全体
調査数	4件	418人
地域の方たちの障害への理解があること	4	52.4
災害が起きた時の支援があること	4	50.5
必要な時に生活の相談ができること	4	45.5
いざという時に短期入所(ショートステイ)が利用できること	4	40.9
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	4	17.2
家族や親せきなど身内の支援や理解があること	3	60.8
行政からの福祉に関する情報の提供	3	54.3
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	3	48.8
利用しやすい交通(バス・電車・道路等)の整備	3	37.8
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	3	33.7
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	3	26.1
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	3	21.5
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	3	19.6
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	3	19.1
一般の企業に就業することができるような就労支援	3	16.0
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	3	14.8
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	2	21.1
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	2	14.8
その他	1	1.7
特に必要なことはない	0	2.4
無回答	0	10.0

(件)

構成比は(%)

※参考として、同様の選択肢内容を持つ、障害者(児)本人調査における調査項目「障害のある人が地域で生活するために必要なこと」の障害者(児)全体の結果について掲載しました。

5 用語解説

【用語】	【解説】
あ行 アクセシビリティ	「利用のしやすさ」を指し、障害のある人や高齢者など、あらゆる人がパソコンやWEBページなどの情報資源を不自由なく利用できる「使いやすさ」を最優先していること。
あ行 意思疎通支援事業	障害のある人と障害のない人の意思疎通を支援するため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図るためのもの。
あ行 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るためのもの。
あ行 医療費助成事業	障害のある人の医療費の一部を助成し、障害者の適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図るためのもの。
あ行 インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重などの強化、障害者（児）が精神的及び身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組みのこと。
か行 基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障害のある人に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う機関。
か行 居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の援助を行うもの。
か行 グループホーム	障害のある人に対して、共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行うもの。
か行 ケアマネジメント	支援を必要とする利用者のニーズを明らかにし、そのニーズを満たす保健・医療・福祉に関する様々なサービスが受けられるようにするとともに、サービス利用者とその家族へのケアサービス提供が効率的に行われるようにすること。



【用語】	【解説】
か行 計画相談支援	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害のある人の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するもの。
か行 権利擁護	障害のある人が有する人間としての権利を守るため、その擁護者が支援すること。
か行 高齢者保健福祉計画	老人福祉法に基づき各市町村が策定することとされており、主な福祉サービスの見込量を明らかにし、高齢者福祉事業全般にわたり、供給体制の確保に関して必要な事項を定めるもの。
さ行 児童発達支援	未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行い、障害のある児童とその家族を支援すること。
さ行 社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）及び観念（偏見など）、その他一切のもの。
さ行 住民基本台帳	市町村長が、住民全体の住民票（個人単位）を世帯ごとに編成し作成する公簿。
さ行 就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（2年以内）就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行うもの。
さ行 就労継続支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行うもの。雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」の2種類がある。
さ行 生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習（学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動等）など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもある。
さ行 障害者計画	障害者基本法に基づき策定される、市町村における障害のある人のための施策に関する基本的な計画。障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえて策定されるもの。

【用語】	【解説】
さ行 障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行うもの。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進するもの。
さ行 障害者地域協議会	障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための協議会。
さ行 障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。
さ行 自立支援医療(精神通院医療)	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
さ行 自立支援給付	障害者自立支援法に基づいた社会保障サービス。介護給付、訓練等給付、自立支援医療等で構成される。サービス内容により、国による「障害福祉サービス」と市町村による「地域生活支援事業」の二つに分かれて提供されている。
さ行 身体障害者手帳	身体障害者を対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳で、身体障害者がその他の人々と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受けるための証明書にあたるもの。
さ行 精神障害者保健福祉手帳	精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。
さ行 成年後見制度	知的障害者、精神障害者などの不動産や預貯金などの財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることなどを支援するもの。
さ行 相談支援事業所	障害のある人の自立した生活を送るためのサービス利用等について、相談支援を行う事業所。全ての障害福祉サービス等利用者に、計画的な支援を行うための計画相談支援等のサービスを提供する。



【用語】	【解説】
た行 第8期介護保険事業計画	地方自治体が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。市町村が策定する「市町村介護保険事業計画」と都道府県が策定する「都道府県介護保険事業支援計画」がある。3年を1期とする計画の策定が義務付けられており、計画に基づき、介護保険料が設定される。
た行 地域活動支援センター	障害者自立支援法によって定められた、障害によって働く事が困難な障害のある人の日中の活動をサポートする福祉施設。
た行 地域生活支援拠点	基幹相談支援センターを中心に障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害のある人やその家族の緊急事態における利用調整を図る。
た行 地域防災力	個人ではなく、地域に住む住民が近隣等のネットワークを構築することで、地域全体としての防災に対する備えを強くすること。インフォーマルな近所付き合い等がカギとなり、地域づくりとも関連する。
な行 難病患者	障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。一般的には「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47(1972)年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
な行 日常生活用具給付等事業	障害のある人等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与するもの。
な行 日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人等の活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るもの。
は行 発達障害	主に乳幼児期あるいは小児期にかけてその特性が顕在化する発達の遅れまたは偏りであり、主に先天性の中樞神経系の機能障害を原因とする。学習障害、注意欠如/多動性障害、知的障害などが含まれる。

【用語】	【解説】
は行 バリアフリー	障害のある人や高齢者等が、社会生活に参加するうえで生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、または、具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す。
は行 避難行動要支援者	高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を指す。
は行 避難シェルター	障害のある人が虐待等を受けている場合に、その心身の安全を確保するために緊急避難的に収容ができる施設。
は行 福祉教育	地域に暮らす人々が、障害のある人が自立した生活が送れるよう支援することの重要性を知り、必要な環境を整えるための方策を学ぶこと、あるいは、そのような機会を設けること。また、地域に暮らす障害のある人自身が、福祉サービスを利用しながら自立した生活を送ることができる、主体者としての人間となるための教育。
は行 福祉タクシー利用・自動車燃料費助成券	社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とし、障害のある人に交通費の一部を助成するもので、タクシー運賃や本人か介護者の方が運転する自家用車へのガソリンなどの支払いに使用できる助成券を交付するもの。
は行 福祉避難所	地域に住む支援の必要な高齢者や障害のある人、子ども等が災害時においても、適切な支援が受けられるよう、一般の避難所とは別に設けられるもの。
は行 訪問入浴サービス事業	在宅の重度の身体障害のある人等の生活を支援し、その家族等の負担を軽減するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を提供する事業。
は行 母子保健事業	母と子の健康を保持・増進させることを目的としたもので、妊娠届、母子健康手帳の交付、保健指導、健康診査事業などを行うもの。
や行 ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすく配慮されたデザイン。
や行 要訳筆記	聴覚障害者（児）などへの情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいう。要約筆記の作業に従事する人を要約筆記者（奉仕員）と呼ぶ。手話通訳のほかに最近では、パソコンをプロジェクトに接続し、音声情報をテキストに入力してスクリーン提供するなど方法などがある。
ら行 療育	障害のある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育を指す。



【用語】	【解説】
ら行 療育手帳	知的障害者（児）が一貫した指導、各種の援助措置などを受けるための証明書にあたるもの。法で定められた制度ではなく、都道府県（政令指定都市）が独自に発行するもので、手帳の名称も統一されていない。
英数 NPO(法人)	特定非営利活動法人。「非営利」とは、団体の構成員に収益を分配せず、主たる事業活動に充てることを意味し、収益を上げることが制限されるものではない。

山元町第3期障害者計画

発行年月日：令和3年3月

編 集：山元町 保健福祉課 福祉班

〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山 32 番地

TEL：0223-37-1113

FAX：0223-37-4144



山 元 町

第3期障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年3月

山元町保健福祉課

